

平成十八年三月七日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一六四第一一一号

平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギスにおける日本人拉致事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出キルギスにおける日本人拉致事件に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、誘拐とは、かどわかすことや、だまして連れ去ることを意味するものと承知している。

二について

一般に、拉致^らとは、無理に連れて行くことを意味するものと承知している。

三について

外務省として、御指摘の事実は承知している。

四について

外務省として、御指摘の相談等が行われたことは承知していない。

五について

外務省として、御指摘の書物に御指摘の記述があることは承知している。その記述に関し、御指摘の事実はない。

六及び十について

平成十一年十月二十五日午後一時十五分（現地時間）、タジキスタン共和国との国境地帯にあるキルギス共和国内のカラムイクにおいて、同国に設置した現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）の部員（以下「部員」という。）が、キルギス共和国政府関係者によって車で移送された日本人被害者四名の無事を確認したが、それまでの過程については、キルギス共和国政府が第一義的な責任を有する当事者として対応してきたことなどにかんがみ、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

七から九までについて

現地対策本部を中心に、外務本省と協議しつつ、日本人被害者の解放について様々な可能性を想定し、日本人被害者の受入れ体制に関する検討及び準備を行ったが、今後の類似事件の対応に影響を及ぼすおそれがあるので、具体的な検討過程等について外務省としてお答えすることは差し控えたい。

十一について

現地対策本部が外務本省と協議し、松田邦紀在ロシア日本国大使館参事官（当時）を含む部員を現地に派遣したものである。

十二について

御指摘の事実は確認されていない。

十三について

御指摘の記述は、既に退官した個人によるものでもあり、外務省として論評することは差し控えたい。

なお、外務省としては、日本人被害者の解放について、キルギス共和国を始めとする関係各国の関係者の尽力に対して感謝している。